

様式第1号（第3条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	団体貸出しの利用証の交付		
根 拠 法 令 名	大津市立図書館の管理運営に関する規則	(条項) 第14条第2項において 準用する第7条第1項	
基 準 法 令 名	大津市立図書館の管理運営に関する規則	(条項) 第14条第1項	
所 管 部 署	教育委員会 図書館 総務係		
標 準 処 理 期 間	1週間～1ヶ月	法 定 処 理 期 間	日
資料の団体貸出を受けることができるものは、市内の官公署、事業所その他館長が適当と認める団体とする。 なお、その他館長が適当と認める団体とは、次に係る団体をいう。 ・読み聞かせの会等のボランティア団体、養護老人ホーム等の社会福祉施設等			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。